

「オキサチアピプロリン」「クロフェンテジン」「ピリダリル」「ピリベンカルブ」「フルベンジアミド」「マンジプロパミド」「メタアルデヒド」「メピコートクロリド」「ジノテフラン」及び「クロサンテル」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

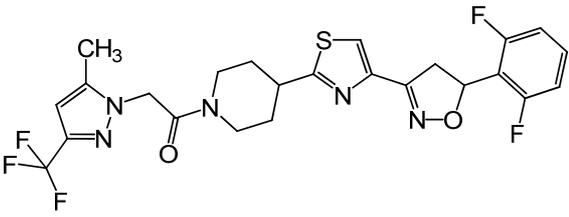
1. オキサチアピプロリン（農薬）
2. クロフェンテジン（農薬）
3. ピリダリル（農薬）
4. ピリベンカルブ（農薬）
5. フルベンジアミド（農薬）
6. マンジプロパミド（農薬）
7. メタアルデヒド（農薬）
8. メピコートクロリド（農薬）
9. ジノテフラン（農薬及び動物用医薬品）
10. クロサンテル（動物用医薬品）

オキサチアピプロリン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 28 年 3 月 24 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	オキサチアピプロリン(Oxathiapiprolin)	
構造式	 <p>(ラセミ体、R体:S体=1:1)</p>	
用途	殺菌剤	
作用機構	ピペリジニル・チアゾール・イソキサゾリン系の殺菌剤である。べと病菌や疫病菌に対して、オキシステロール結合タンパクに作用することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、トマト、ぶどう等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: たまねぎ、トマト等 カナダ基準: ばれいしょ、トマト等 豪州基準: レタス、たまねぎ等 EU、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: たまねぎ、トマト等(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成 27 年 3 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 27 年 7 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理 $ADI = 3.4 \text{ mg/kg 体重/day}$ $ARfD = \text{設定の必要なし}$	

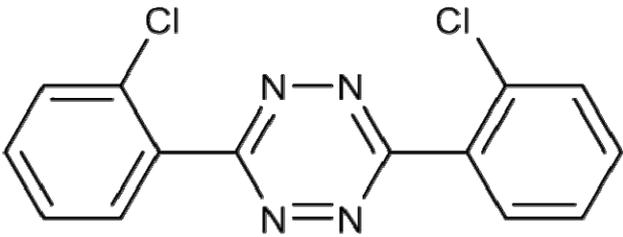
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロフェンテジン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 28 年 3 月 22 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づく **インポートトレランス** による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロフェンテジン (Clofentezine)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	テトラジン骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが、胚の発育時にクチクラ形成を阻害することにより殺ダニ効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、なし、もも等	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.02 mg/kg 体重/day A R f D = 設定の必要なし
	国際基準	仁果類果実、核果類果実等
	諸外国	米国基準: りんご、もも等 カナダ基準: りんご、もも等 EU 基準: 仁果類果実、核果類果実等 豪州基準: 仁果類果実、核果類果実等 ニュージーランド基準: 仁果類果実等
		インポートトレランス要請: バナナ (EU)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 24 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 27 年 6 月 9 日 食品健康影響評価結果 受理 A D I = 0.017 mg/kg 体重/day A R f D = 設定の必要なし	

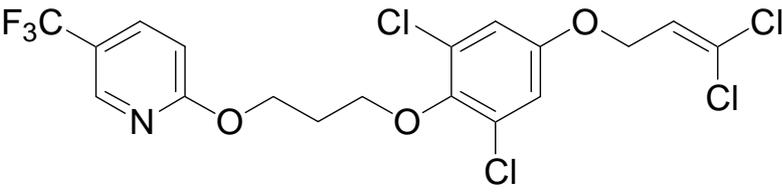
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリダリル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 27 年 12 月 11 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリダリル(Pyridalyl)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	既存の殺虫剤とは異なる作用を持つ。害虫の口からの摂食および皮膚の透過により体内に取り込まれ、細胞毒として作用するものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、はくさい、トマト、アスパラガス等 今回、しゅんぎく、ほうれんそう、すいか等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: あぶらな科野菜、果菜類等 EU 基準: メロン、かぼちゃ、すいか等 カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 15 年 10 月 29 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 16 年 1 月 15 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 17 年 3 月 15 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 17 年 7 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 19 年 7 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 10 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成 21 年 3 月 24 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 3 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理 【5】平成 22 年 8 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 7 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理 【6】平成 24 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 11 月 12 日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A D I = 0.028 mg/kg 体重/day</div>	

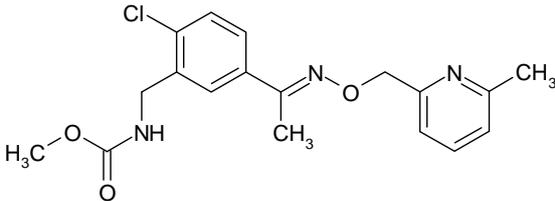
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリベンカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 28 年 4 月 20 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリベンカルブ (Pyribencarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンジルカーバメート系の殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害し、孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入防止により、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かんきつ、だいず、たまねぎ等 今回、稲、小麦、はくさい等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 21 年 8 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 5 月 12 日 食品健康影響評価結果 受理 $ADI = 0.039 \text{ mg/kg 体重/day}$	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルベンジアミド

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 28 年 4 月 20 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルベンジアミド(Flubendiamide)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ヨウ化フタルアミド基を有する殺虫剤である。鱗翅目害虫の筋肉細胞小胞体のカルシウムイオンチャンネルに作用し、体収縮症状をもたらして殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:もも、キャベツ、茶等 今回、てんさい、ごぼう、セルリー等への適用拡大申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.02 mg/kg 体重/day A R f D = 0.2 mg/kg 体重
	国際基準	レタス、トマト、ぶどう等
	諸外国	米 国 基 準:果菜類、仁果類、畜産物等 カナダ 基 準:キャベツ、レタス、ブロッコリー等 E U 基 準:トマト、ぶどう、なす等 豪 州 基 準:キャベツ、レタス、畜産物等 ニューゼーランド:基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 17 年 3 月 31 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 10 月 26 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成 19 年 11 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 1 月 31 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成 21 年 10 月 27 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 7 月 22 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 平成 24 年 1 月 19 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 10 月 15 日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">A D I = 0.017 mg/kg 体重/day</div>	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

マンジプロパミド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 27 年 12 月 21 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成 28 年 1 月 5 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	マンジプロパミド(Mandipropamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	マンデルアミノ系の殺菌剤である。被嚢胞子からの発芽管伸長、または孢子嚢からの直接的な発芽管伸長を強く阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。 適用作物:ばれいしょ、トマト、はくさい、なす等 今回、えだまめ、いちじく、ホップへの適用拡大申請 使用方法:散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	<p>A D I = 0.2 mg/kg 体重/day A R f D = 設定の必要なし</p>
	国際基準	<p>ブロッコリー、セルリー、きゅうり等</p>
	諸外国	<p>米国基準:にんじん、たまねぎ、ホップ等 EU 基準:メロン、すいか、トマト、ブロッコリー等 カナダ基準:ブロッコリー、レタス、ばれいしょ等 豪州基準:ぶどう、畜産物等 ニュージーランド基準:ねぎ、たまねぎ等 インポートトレランス要請:ばれいしょ(米国、カナダ)</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 19 年 8 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 7 月 17 日 食品健康影響評価結果通知を受理 【2】平成 22 年 3 月 1 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 2 月 10 日 食品健康影響評価結果通知を受理 【3】平成 24 年 6 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 8 月 5 日 食品健康影響評価結果通知を受理 A D I = 0.05 mg/kg 体重/day</p>	

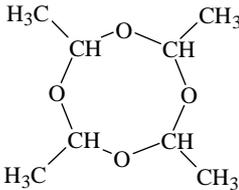
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタアルデヒド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 27 年 11 月 27 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタアルデヒド(Metaldehyde)	
構造式		
用途	軟体動物駆除剤	
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類及び淡水性リングガイ科巻貝の神経節を阻害して麻痺症状を呈し、粘液分泌を促し収縮させることで効果を発揮するものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、レタス、みかん、キャベツ 今回、はくさい、れんこん、いちごへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: レタス、かんきつ類等 EU基準: 豆类、ごまの種子等 豪州基準: 穀類、果実類、茶等 カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 15 年 12 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 7 月 19 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 20 年 12 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 2 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 22 年 9 月 13 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 6 月 23 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成 25 年 6 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 12 月 2 日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A D I = 0.022 mg/kg 体重/day</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

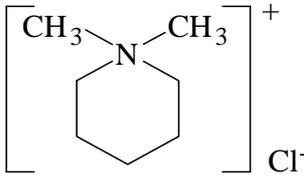
メピコートクロリド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 27 年 11 月 27 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成 25 年 11 月 11 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メピコートクロリド (Mepiquat chloride)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	植物生長ホルモンである。ジベレリンの体内レベルを低下させることで、細胞伸長を抑制し、植物成長調整効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物: ぶどう 今回、ぶどうへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準 : ぶどう、綿実、畜産物等 E U 基 準 : 小麦、大麦、畜産物等 豪 州 基 準 : 綿実、ぶどう等 ニュージーランド基準: 穀類 カナダ: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

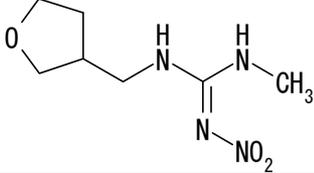
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジノテフラン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 28 年 4 月 20 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジノテフラン (Dinotefuran)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	テトラヒドロフリルメチル基を有するネオニコチノイド系の殺虫剤である。神経のシナプス後膜にあるニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用により、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、大豆、きゅうり等 今回、あずき、わけぎ、オリーブへの適用拡大申請 使用方法: 散布等
	【動物用医薬品】	承認されている。 対象動物: 衛生害虫 使用方法: 畜・鶏舎内及びその周辺のハエの成虫の発生又は生息する場所に塗布又は噴霧する。
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.2 mg/kg 体重/day A R f D = 1 mg/kg 体重
	国際基準	米、ぶどう、畜産物等
	諸外国	米国基準: 米、レタス、きゅうり等 EU基準: 米、ぶどう、畜産物等 豪州基準: 綿実、畜産物 カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 16 年 4 月 28 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 17 年 6 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 18 年 9 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 11 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 7 月 26 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成 22 年 2 月 15 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 9 月 9 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成 24 年 5 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 10 月 29 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【5】平成 25 年 8 月 19 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 12 月 2 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.22 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロサンテル

1. 今回の諮問の経緯

- ・クロサンテルについては、平成24年2月22日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成27年4月14日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準が設定されている牛の筋肉等について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロサンテル(Closantel)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	サリチルアニリド誘導体で、主に肝蛭(<i>Fasciola hepatica</i>)等の吸虫類(trematodes)、血液や血漿を餌とする線虫類(nematodes)及び節足動物(arthropods)の複数の種や発育過程に対して使用される。電子伝達系が関連したリン酸化の脱共役を引き起こすことにより、駆虫効果が得られると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】 承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛、羊
	諸外国	EU基準:牛、羊、乳 豪州基準:羊 ニュージーランド基準:牛、羊 米国、カナダ:基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成24年2月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年4月14日 食品健康影響評価結果 受理 ADI= 0.025 mg/kg 体重/day	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【オキサチアピプロリン】

- ・作物残留試験

【クロフェンテジン】

- ・作物残留試験

【ピリダリル】

- ・作物残留試験

【ピリベンカルブ】

- ・作物残留試験

【フルベンジアミド】

- ・作物残留試験

【マンジプロパミド】

- ・28日間免疫毒性試験
- ・遺伝毒性試験
- ・植物代謝試験
- ・作物残留試験

【メタアルデヒド】

- ・作物残留試験

【メピコートクロリド】

- ・作物残留試験

【ジノテフラン】

- ・動物体内運命試験
- ・家畜残留試験
- ・作物残留試験